

名 称	能美市誕生20年展望ふるさと愛醸成補助金交付要綱（抜粋）	
目 的	能美市誕生20周年に向け、更なるふるさと愛の醸成と能登半島地震からの復旧・復興を図る。	
<p>(補助対象経費)</p> <p>1 補助金の交付の対象となる経費は、次のいずれかに該当する費用</p> <p>(1) 町会等の活動に必要な物品、備品、設備等の購入、設置、修繕等に係る費用</p> <p>(2) 町会等のイベントの充実に要する費用</p> <p>(3) 令和6年能登半島地震による被害からの復旧・復興に要する費用</p> <p>※飲食又は神社仏閣に関する費用は対象外</p> <p>2 補助金額等</p> <p>補助対象経費の全部とし、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額</p> <p>【限度額】(基準額) 20万円 + (加算) 50世帯当たり2万円</p> <p>※世帯数は令和6年4月1日の数</p> <p>3 申請</p> <p>補助金の申請は、町会長、町内会長が行う。</p> <p>要綱に掲げる申請書のほか次の書類が必要です。</p> <p>○見積書</p> <p>4 実績報告</p> <p>要綱に掲げる実績報告書のほか次の書類が必要です。</p> <p>○請求書又は領収書の写し</p> <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、総務部総務課（TEL：58-2200、場所：本庁舎2階）で担当する。</p>		
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい。		
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1106</p>	<p>【QRコード】</p> 	

※ 令和6年4月1日から施行

※ 令和7年3月31日限り、その効力を失う。